

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年9月10日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第49号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年9月10日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの(その額が660,000円未満であるものに限る。)の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。